【基礎控除等引上げ（総論)】

Ｑ１．基礎控除等を引き上げたことで、実際にいくら減税されるのか。

Ａ．実際の減税額は年収によってバラツキがあるが、令和７年度税制改正とあわせれば、１人あたり約３～６万円の所得税減税となる。

Ｑ２．減税額は中間層の方が大きいと聞いたが、本当なのか。

Ａ．事実。これは、「働き控え」の解消と「手取り」の増加を図る観点から、

・　低所得の方々だけでなく、同じく物価高に苦しむ中間層の方々の負担軽減を重視するとともに、
・　基礎控除の特例の区分を４区分から２区分に簡素化する

ことによるもの。規模にバラツキはあるが、全ての納税者に減税の恩恵が及ぶのも事実。

Ｑ３．年収いくらまでなら所得税の負担は生じないのか。178 万円というのは全ての収入階級に適用されるのか。

Ａ．給与所得者であれば、どのような年収階級であっても、少なくとも年収 178 万円までは所得税の負担は生じない。

※　実際に所得税の負担が生じ始める水準は、年収ごとに様々だが、給与所得控除の額は基本的に年収に応じて増加するため、所得税に負担が生じ始める水準は最大 280 万円程度となる。

Ｑ４．とにかく手取りを増やすために、国民民主党が元々主張していた通りにするべきではないのか。

Ａ．物価上昇を超えた基礎控除の大幅な引上げは、高所得者ほど裨益するため不適当。また、多額の財源を要し（国で３兆円弱、地方で４兆円弱)、将来世代に責任を持つ観点から財源問題は無視できない。

Ｑ５．国の税収は過去最高を更新しており、「取り過ぎた分を返す」という観点から言えば、もっと大規模に減税する余裕があるのではないか。

Ａ．過去最高となった税収増を歳出に充ててもなお、令和８年度予算は多額の借金に依存する構造であり、財源が余っているというような状況にはない。

【基礎控除等引上げ（給与所得控除）】

Ｑ６．給与所得控除の最低保障額の引上げは、恩恵が及ぶのが年収 220 万円未満の場合に限られ、物価高対応としては不十分ではないか。

Ａ．給与所得控除の最低保障額は、定額であり、物価上昇に連動して引上げが必要。パートタイム労働者をはじめ給与所得者の就業調整にも資する。

なお、最低保障額を超える方々については、元々、物価上昇とともに賃金が上昇すれば控除額も増加する仕組み。

Ｑ７．給与所得控除には上限が設定されているので、それらの人は物価上昇の影響を受けるのではないか。

Ａ．給与所得控除の上限については、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも無限に増加しないこと、各国よりも水準が高いこと、格差是正や所得再分配機能の回復といった観点を踏まえ設定され、累次の引下げが行われてきたものであり、物価上昇に連動した調整には適さない。

Ｑ８．給与所得控除の対応では、個人事業主が対象外となり、不公平ではないか。

Ａ．そもそも「年収の壁」とは、給与所得者の就業調整などについての課題。個人事業主の場合、物価上昇により経費が増加すれば、その分、経費として所得計算に反映可能。

【環境性能割・軽油引取税の当分の間税率の廃止】

Ｑ９．環境性能割や軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の減収について、どのように財源を確保するか。

Ａ．これらの措置に伴う地方の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当することなどとされた。

【電気自動車（ＥＶ）課税】

Q10．電気自動車（ＥＶ）に増税されると聞いたが本当か。

Ａ．ガソリン等の燃料に税負担をしている車と、そうした負担が無いＥＶとの間で公平な税負担とするための制度を導入する方針。

税率は来年の議論で決定するが、重い車（≒高価格帯の車）は道路を傷めるので相応の負担を頂くが、一般的なＥＶについては、負担を軽減することで配慮される予定。

（なお、バス・トラック・タクシーについては、来年以降に議論。）

【インボイス】

Q11．インボイス特例の縮減は、事業者への負担増となるので問題ではないか。

A．インボイス特例は、あくまで経過措置であり、3年前の導入時において、来年９月末での廃止･縮減が法令で決められている。しかし、事業者の事務負担等にも配慮し、見直しを行いつつ、期限の延長や縮減ペースの緩和を図ることとしたことをご理解いただきたい。

※　具体的には、以下のとおり見直すこととされた。

- ・　課税転換者向けのいわゆる２割特例については、個人事業者について３割特例として２年延長（令和９・10年分申告で利用可）。
- ・　免税事業者からの仕入れに関するいわゆる８割控除については、最終的な適用期限を２年延長した上で、令和８年10月から５割に引き下げられる予定だった引下げペース・幅を緩和（令和８年10月からは７割、令和10年10月からは５割、令和12年10月から令和13年９月末までは３割）。

なお、消費税は、事業者の皆さんに納税して頂いているが、あくまで消費者等が消費税分として支払ったものの一部を納税していただく仕組みであり、そのような消費者の視点も踏まえる必要があることはご理解いただきたい。

（参考１）消費税が納税義務者（事業者）と負担者（消費者）とが異なる「間接税」であることは、最高裁平成５年９月10日判決でも示されている。

（参考２）消費者は、日々の買い物等において、消費税相当額が上乗せされた「対価」を支払っている。

（参考３）経産省が令和５年７月に実施したサンプル調査によれば、小規模事業者でもその９割以上において消費税率引上げ分を全て価格転嫁できている。

【その他】

Q12．令和８年度税制改正では、賃上げ促進税制の見直しや防衛増税など負担増につながる項目が盛り込まれているが、物価高に苦しむ家計にとって厳しいのではないか。

【賃上げ促進税制の見直し】

Ａ．令和８年度税制改正では賃上げ促進税制の見直しを盛り込んでいるが、これは、政策効果に応じて租税特別措置のメリハリ付けを図る観点から、

- 賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示す大企業については、税制支援の対象から外し、
- 中堅企業（大企業のうち従業員2000人以下）については、より高い賃上げを促すといった見直しを行う

こととしたものであり、

- 一方で中小企業については、適用期限まで現行制度を維持するとの配慮を行っている。

なお、今回の見直しを通じて確保された税収は、ガソリン税等の当分の間税率廃止や教育無償化の財源として活用され、家計に還元されることとなる。

（注）令和８年度税制改正では、
- 賃上げ促進税制の見直し
- 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

等を行い、これらを通じて確保された税収（約1.2兆円）をいわゆる暫定税率の廃止や教育無償化の財源として活用。

【防衛特別所得税の創設】

安全保障環境が厳しさを増す中、令和８年度税制改正では、防衛力強化に係る安定財源確保として、既定の方針に沿って、所得税額に対し税率１％の負担をお願いする「防衛特別所得税」を創設することとしている。

ただし併せて、現下の家計の状況に配慮し、足下の家計負担が増

加しないよう、復興特別所得税を１％引き下げることとしており、家計負担に配慮した仕組みとしていることをご理解いただければと思う。

（注）復興特別所得税については、税率を１％引き下げるとともに、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、課税期間を 10 年間延長。

【家計負担の軽減措置】

なお、令和８年度税制改正では、次のとおり家計負担の軽減に資する措置を盛り込んでおり、税制改正全体として家計の状況に十分配慮している。

・　物価上昇局面における基礎控除等の引上げ
・　住宅ローン控除の延長・拡充（中古住宅向け支援の拡充等）
・　物価上昇に応じた、マイカー通勤の通勤手当の非課税限度額や従業員への食事支給の非課税限度額の引上げ